

パソコン・スマホ
をお持ちでない
方も！

持続化給付金・家賃支援給付金 の申請をサポートします！

完全予約制

国が実施している新型コロナウイルス感染症対応支援策の「持続化給付金」「家賃支援給付金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、商工会でパソコンをご用意しサポートしながら申請できるよう窓口を開設します。予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、商工会にお申込み下さい。

持続化給付金について

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方等が対象になります。

法人は200万円、個人事業主は100万円が最大の給付額となります。

※事業承継をされた方等に特例があります。また、給付金の受給条件等は、変更になる可能性がございます。詳細は、専用ホームページの申請要領等をご確認下さい。

(<https://jizokuka-kyufu.jp>)

家賃支援給付金について

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金です。5月～12月の1ヶ月の売上高が前年同月比50%以上減少または、連続する3ヶ月の売上高の合計が前年同月比30%以上減少した方が対象になります。

法人は、600万円、個人事業主は、300万円が最大の給付金となります。

※事業承継をされた方等に特例があります。また、給付金の受給条件等は、変更になる可能性がございます。詳細は、専用ホームページの申請要領等をご確認下さい。

(<https://yachin-shien.go.jp/faq/index.html>)

日時

令和2年9月25日（金）、30日（水）

10月 2日（金）、13日（火）、15日（木）、
20日（火）、22日（木）、23日（金）
27日（火）、29日（木）

時間は、いずれも13:00～17:00

場所

武豊町地域交流センター1階（知多郡武豊町忠白田11-1）

参加費

無料

主催

武豊町商工会

申し込み

予約制となっております。裏面の参加申込書を武豊町商工会宛にFAXするか、お電話でお申し込み下さい。

（武豊町商工会 FAX：0569-73-7377、TEL：0569-73-1100）

- ・感染拡大防止のため事前の検温、マスク着用等感染防止へのご協力をお願いします。
- ・国民全員に一律10万円を支給する「特別定額給付金」とは異なります。「特別定額給付金」については、お住いの町役場、市役所にお問い合わせください。



裏面も御覧ください

【持続化給付金・家賃支援給付金の申請に必要な書類】

(下記の書類をご用意いただき□にチェックを入れ申請サポート窓口来訪時に書類とこの用紙をご持参下さい。)

	中小法人等の場合	個人事業所の場合
持続化給付金・家賃支援給付金 共に申請に必要な書類	<input type="checkbox"/> ①確定申告書別表一の控え(1枚)※	①確定申告書類 ※ (青色申告の場合) <input type="checkbox"/> 確定申告書第一表の控え(1枚) <input type="checkbox"/> 所得税青色申告決算書の控え(2枚) (白色申告の場合) <input type="checkbox"/> 確定申告書第一表(1枚)
	※上記書類は、税務署収受印が必要です。E-taxの場合は受信通知が必要です。	
	<input type="checkbox"/> ②法人事業概況説明書の控え (2枚(両面)) (上記①、②の書類は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度のものをお持ち下さい。) <input type="checkbox"/> ③2020年の各月の売上がわかる書類 (売上台帳等) <input type="checkbox"/> ④通帳(法人名義か法人の代表者名義のもの)	<input type="checkbox"/> ②2020年の各月の売上がわかる書類 (売上台帳等) <input type="checkbox"/> ③通帳(申請者本人名義のもの) <input type="checkbox"/> ④本人確認書類 ・いずれか1点でよいもの (運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書) ・上のいずれかがない場合 (住民票の写し+パスポートの両方もしくは住民票の写し+健康保険証の両方)
申請に必要な書類 の家賃支援給付金の	<input type="checkbox"/> ⑤賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> ⑥直前3ヶ月間の賃料の支払い実績を証明する書類(以下のいずれかをご用意下さい。) ・銀行通帳の表紙の写しおよび支払い実績がわかる部分の写し(3ヶ月分) (電子通帳や当座口座等で、紙媒体の通帳が無い場合は、電子通帳等の画面の写し) ・銀行取引明細書(振込明細書) ・賃貸人(かしぬし)からの領収書 <input type="checkbox"/> ⑦誓約書(代表者がサポート窓口に来訪できない場合) 代表者の自署が必要です。代表者がサポート窓口に来訪できない場合は、家賃支援給付金申請HP、武豊町商工会HPからダウンロードしていただくか、武豊町商工会事務局にご連絡いただく等、事前にご署名の上、ご持参下さい。	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特例が適用される場合、上記の必要書類に加え、他の書類が必要な場合がございます。詳しくは、武豊町商工会までお問い合わせください。 ・持続化給付金・家賃支援給付金の申請にはメールアドレスが必要です。メールアドレスをお持ちでない方はサポート窓口参加当日にメールアドレスを取得していただきます。また、取得したメールアドレスのその後の管理や通知内容の管理は、申請事業者様ご自身で行っていただきます。 	

武豊町商工会 行 FAX: 0569-73-7377 持続化給付金等申請サポート窓口参加申込書					
事業所名	参加者名		業種		
電話番号	携帯電話番号				
ご相談内容 (チェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 持続化給付金 <input type="checkbox"/> 家賃支援給付金	資本金の額又は出資の総額 (法人の場合のみ記入)	円	常時使用する従業員数	人 (法人の場合のみ記入)
創業年月日	年 月 日	売上合計が30%以上減少した連続する3ヶ月	月 月 月 (家賃支援給付金で対象になる方のみ記入)	売上が50%以上減少した月	月
希望日時 (先着順ですので希望通りにならない場合があります。)	参加希望日(ご希望の日にチェックを入れて下さい。)				
	<input type="checkbox"/> ①9月25日(金) <input type="checkbox"/> ②9月30日(水) <input type="checkbox"/> ③10月2日(金) <input type="checkbox"/> ④10月13日(火) <input type="checkbox"/> ⑤10月15日(木) <input type="checkbox"/> ⑥10月20日(火) <input type="checkbox"/> ⑦10月22日(木) <input type="checkbox"/> ⑧10月23日(金) <input type="checkbox"/> ⑨10月27日(火) <input type="checkbox"/> ⑩10月29日(木)				
参加希望時間(ご希望の時間にチェックを入れて下さい。)					
<input type="checkbox"/> 13時 <input type="checkbox"/> 14時 <input type="checkbox"/> 15時 <input type="checkbox"/> 16時 ※ご相談時間は持続化給付金申請60分、家賃支援給付金申請120分となりますので、家賃支援給付金申請をされる方は、15時以前の時間でお願います。					